

# 那賀防火管理協議会会則

平成 6年 3月 25日制定

平成10年 5月 19日改正

平成16年 5月 17日改正

平成18年 4月 1日改正

令和 元年 5月 21日改正

令和 2年 1月 28日改正

令和 4年 2月 10日改正

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、防火対象物の管理権原者の自主防災の認識と自覚を深め、火災等の災害の未然防止と、被害の軽減を図るべく自主防災体制の強化を推進し、もって事業所の発展と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(会の名称及び事務局)

第2条 本会は、那賀防火管理協議会と称し、事務局を那賀消防組合消防本部に置く。

(会員)

第3条 本会の趣旨に賛同する那賀消防組合管内の防火対象物の管理権原者等で組織する。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防火管理者、その他防火対象物の防災にたずさわる者の教養に関すること
- (2) 防火対象物の火災予防のための必要な対策の研究及び知識の普及に関すること
- (3) 本会の目的達成に功労のあった団体及び個人の表彰に関すること
- (4) その他本会の目的達成のため必要と認める事項

## 第2章 会員の加入及び脱退

(加入手続き)

第5条 本会に加入しようとするものは、所定の申込書に会費を添えて届出するものとする。

2 会長は前項の届出があったとき会員名簿に登録する。

3 会員の異動等により変更を生じた場合は、届出するものとする。

(脱退届)

第6条 会員が、本会を脱退しようとするときは、その旨会長に届出るものとする。

2 前項の場合において、会費の未納があれば完納しなければならない。また、脱退した者の会費は、これを返納しないものとする。

## 第3章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 10名程度
- (4) 監事 2名
- (5) 参与 若干名

(役員を選出)

第8条 役員は、総会において会員中から選任する。

2 会長、副会長は、役員(参与を除く)の中から互選し、参与は会長がこれを委託する。

(役員任期)

第9条 役員(参与を除く)の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 人員の補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員辞職等)

第10条 本会の役員が辞職しようとするときは、会長に届出るものとし、会長は、副会長に届出るものとする。

2 本会役員が辞職時には、会長の承認を得て別表1に定める功労金を支給することができる。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表して会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、役員会において議事を審議する。

4 監事は、理事の職務に加え会計その他必要な事項を監査する。

5 参加は、本会の事務に参加する。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

#### 第4章 会議

(会議の種類)

第13条 会議は、総会及び役員会とする。

2 役員会は、必要に応じて開くこととし、総会は、会計年度終了後1か月以内に開き、それぞれ会長がこれを招集する。

3 必要に応じて、臨時に総会を開くことができる。

4 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会)

第14条 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 本会の運営に関する事項

(2) 総会に提出する議案

(3) その他、会長において必要と認めた事項

(総会)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 役員会から提出された議案

(2) その他、会長が必要と認めた事項

#### 第5章 会計

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(会費等)

第17条 本会の会費は、会員当たり年額12,000円とする。

2 本会の経費は、会費及び寄付金等をもってあてる。

3 会長は、災害等により予算執行ができない場合など、特別の理由がある場合に限って、会費を減額することができる。

(会費の収納)

第18条 会費は、会計年度の初めに納入するものとする。なお、会費の減額があった場合は減額された会費を納入するものとする。

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、この会の会務の執行に必要な事項は会長が定める。

附則

この会則は、平成6年3月25日から施行する。

附則

この会則は、平成10年5月19日から施行する。

附則

この会則は、平成16年5月17日から施行する。

附則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月21日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年1月28日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年2月10日から施行する。

別表1（第10条関係）

役員年数	功労金
1年未満	なし
1年以上3年未満	10,000円
3年以上	20,000円

※ 1年とは、定期総会の承認日もしくは事務局から通知した日から起算した1年とする。